

令和4年度 第2回喜多方市水道事業経営等審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和5年3月16日（木）9:30～12:00
場 所	喜多方市水道課東庁舎 2階会議室
出 席 者	<u>委 員</u> 大橋委員、五百川委員、高橋委員、佐々木委員、雪委員、秋山委員 長嶋委員、遠藤委員、吉田委員 ※瓜生委員は欠席 <u>事務局</u> 馬場建設部長、遠藤課長、清野課長補佐、平林係長、横山主査、齋藤主任主査、山形副主任主査
次 第	1 開会 2 委員紹介 3 議事 （1）喜多方市水道事業経営戦略改定について （2）喜多方市水道料金適正化計画について 4 その他 ・第3回審議会の開催について 5 閉会
配 布 資 料	資料1 令和4年度 喜多方市水道事業経営等審議会委員名簿 資料2 喜多方市水道事業経営等審議会（第2回） 説明用資料 《経営戦略改定に向けた検討状況》 資料3 喜多方市水道事業経営等審議会（第2回） 説明用資料 《料金適正化に向けた検討方針》

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略改定について	投資・財政計画の検討において、有収率の向上を見込んでいるか。（委員）	- 本市は有収率が非常に低いため、有収率の向上に向けた老朽管の更新工事を、計画に基づいて実施する必要がある。今回の検討においても、老朽管更新等による有収率向上を見込んでいる。（事務局） - 令和3年度時点の有収率77.4%から、計画最終年度である令和14年度に91.5%までの上昇を目標値として見込んでいる。（事務局）
	熱塩浄水場の更新費用を低くするといったケースは検討条件に入らないのか。（委員）	今回示した更新費用は、別途策定した「水道施設整備基本計画」において検討・整理された、今後の安定供給のために必要な費用である（耐震化を含む）。そのため、同計画に整合した財政計画を立てていく上では、更新費用を削減することは難しいと考えている。（事務局）
	各検討ケースの検討条件がわかりづらいので、別途資料を提供いただきたい。（委員）	別途資料を用意し、後日各委員へ郵送する。（事務局）
	確保すべき補填財源残高の「5億円以上」は、大規模な改修や災害に備えるためという理解でよいのか。（委員）	有事の際に、喜多方市単独でも対応できるよう、経済的な安全面を考慮して設定した。（事務局）
	計画期間内であれば令和9年度までは収支のバランスが取れているように思われるが、令和6年度に料金改定を行う必要性はあるのか。（委員）	純利益という点だけで見れば令和9年度までは問題ないように見えるが、健全経営を続けていくためには料金回収率を100%以上で維持していく必要があると考えている。そのため、低下傾向を示している現状を鑑みて、可能な限り速やかな料金改定を行うこととし、改定時期を令和6年度に設定した。（事務局）
	- 熱塩浄水場の全面更新と機械設備更新等を2回に分けて計画している理由は何か。（委員） - 全面更新を令和10～17年度の8年間で実施する必要があるのか。更新期間を短くすることで費用を抑えるといった検討はしていないのか。（委員）	- 全面更新によって整備した全設備のうち、次回更新までの期間が短い機械設備等の2回目の更新が令和33年度頃から必要となる、といったことであるため、更新を2回に分けているわけではない。（事務局） - 浄水場更新のような大規模工事を短期間で実施することは、資金的にも工程的にも現実的ではない。水道施設整備基本計画にて検討の上、必要な期間を8年間としている。（事務局）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略改定について	熱塩浄水場の更新といった必要な工事費用が、料金改定を必要とする一つの要因となっているということか。(委員)	水道水を低廉かつ安定的に供給することが水道事業の使命であるため、施設を安全に使い続けていけるように維持していくことは絶対に必要なことである。そのために必要な財源をどう賄うかを検討することが、検討の出発点と考えていただきたい。(事務局)
喜多方市水道料金適正化計画について	固定費の配分基準について、施設利用率を想定している理由は何か。(委員)	固定費は性質上基本料金として配分されるべき費目であるため、基本料金への配分割合が最も高くなる施設利用率を採用する方針としている。ただし、市民の皆様の負担が極端に大きくなると判断された場合は、別の基準で検討を行うことも考えている。あくまで現時点での想定であり決定ではない。(事務局)
	- 基本料金については、何年かに一度見直しているのか。(委員) - 今後は 5 年毎に改定することを想定し、その時に安くなるか高くなるかは状況によって変わるという理解でよいか。(委員)	- 今回の料金改定に向けた検討において、基本料金がある二部料金制は維持していきたいと考えている。(事務局) - 今回、料金算定期間を 5 年間としているが、料金算定の都度、基本料金の見直しが必要になるため、料金体系含め 5 年後に再度見直しを行うことになると考えている。(事務局) - なお、平成 18 年の市町村合併の際に水道料金表を段階的に統一して以降、現在に至るまで見直しはしていない。(事務局) - そのような認識でよい。(事務局)
その他	今回事務局が提示した方針で各検討を進めてよいか。(事務局)	《各委員了承》